

時事解説

株懇提案書を踏まえた 基準日変更時の実務上の留意点

DT 弁護士法人 浜田 宰 弁護士・ニューヨーク州弁護士・公認会計士

はじめに

2016年10月24日、全国株懇連合会より、「企業と投資家の建設的な対話に向けて～対話促進の取組みと今後の課題～」と題する提案書(以下「株懇提案書」という。)が公表された¹。

株懇提案書では、企業と投資家との間の建設的な対話への先進的な取組事例の整理や、株主提案権制度についての濫用的な事例等を踏まえた立法的な提言に加えて、定時株主総会の開催に係る議決権行使基準日および配当基準日(以下総称して「基準日」という。)を決算日から変更する場合の実務上の問題点や留意点の検討結果および提案内容がまとめられている。

現在、上場会社の大多数が全国株懇連合会のモデル定款に倣って定款を作成していることに照らせば、株懇提案書のうち基準日に係る内容は、上場会社の基準日設定に係る実務へ大きな影響を与えることが予想される。そのため、株懇提案書における基準日の変更の提案内容と、これに伴う実務上の問題点や留意点を把握することは、上場会社の担当者にとって重要である。

本稿では、上場会社が株懇提案書を踏まえて自社にとっての基準日のあり方を検討する際に参考となるであろう情報を取りまとめている。以下、まず基準日制度とわが国での実務慣行の内容を概説した後で(1.)、基準日に係るわが国の実務慣行に対するこれまでの批判の内容(2.)と、関係省庁での検討・対応状況を概観する(3.)。そのうえで、株懇提案書の提言内容のうち、基準日変更の選択肢と基準日の変更へ向けた手続・スケジュールの内容をそれぞれ紹介し(4.)、決算・監査実務への影響の観点から、それぞれ基準日変更のメリットおよびデメリットに係る追加的な考察を加える(5.)。

なお、本稿のうち意見にわたる部分は筆者の私見であり、筆者が過去または現在において所属する組織の見解を表すものではない。

1. 基準日制度の概要とわが国における実務慣行

株式会社は、株主名簿に、株主およびその有する株式に関する法定事項を記載・記録しなければならない(会 121)、その記載・記録に基づいて、株主との権利義務関係を処理することとされている。しかし、株主が多数にのぼる場合には、個々の時点で株主が誰であるかを把握することは容易ではない。そのため、会社法は、株式会社が特定の日を基準日として定め、当該基準日において株主名簿に記載・記録されている者に権利を行使させることを許容している(会 124①)。

多数の株式が資本市場で日々譲渡される上場会社にとってはとりわけ、権利行使時点での株主を即時に把握することは、実務上不可能に近い。そのため、開放的な資本市場を整備する先進諸国の多くは、わが国の基準日と同趣旨の制度を採用している。

他方で、基準日の設定について、わが国は他の先進諸国と比較して特異な実務慣行を有している。すなわち、わが国では、実務上、上場会社のほぼすべてが、議決権行使基準日および配当基準日を決算日に設定している(ちなみに、基準

日を決算日に設定することは、会社法では何ら要請されていない²⁾。これに対して、他の先進諸国のほぼすべて³⁾は、議決権行使基準日⁴⁾をより株主総会に近接した日に設定し、また、配当基準日⁵⁾を配当決議後の時点に設定している。

2. 基準日に係るわが国の実務慣行への批判

基準日に係るわが国の実務慣行については、他の先進諸国と比較して、以下のような問題をもたらしているという指摘が、2000年代の中盤からなされるようになった⁶⁾。

(1) 株主による議案の検討期間の不足

議決権行使基準日を決算日に設定すると、決算日から3カ月以内に定時株主総会を開催する必要が生じる(会 124 ②)。決算と計算書類等の監査に要する日数や、招集通知等の印刷および事前送付のための期間等を考慮すると、招集通知から定時株主総会までの期間が諸外国に比べて相対的に短くなり、株主が議案を精査・検討するための時間を十分に確保することが相対的に困難となる(図表 1 参照)。

【図表 1】わが国と諸外国との株主による議案の検討期間等の比較

	日本	米国	英国	ドイツ
議決権行使基準日から 株主総会開催日までの日数(※1)	85.0 日	55.7 日	2.2 日	8.8 日
招集通知の発送から 株主総会開催日までの日数(※2)	約 21.1 日	約 42.1 日	約 40.4 日	約 42.1 日

(※1) 株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会報告書参考資料「日本及び諸外国における株主総会プロセスの電子化等の状況」90 頁(2016 年 4 月 21 日公表)。

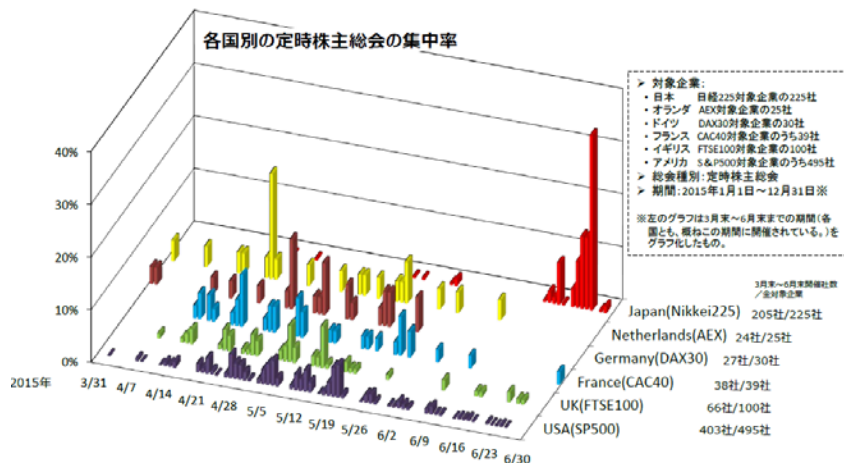
(※2) 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書参考資料「基礎資料編：企業情報開示や株主総会プロセスを巡る我が国及び諸外国の制度と実績」2.詳細版>49 頁(2015 年 4 月 23 日公表)。

(2) 株主総会開催時期の集中

決算・監査および招集通知の送付に必要な期間を考慮すれば、株主総会を早期に開催することには限界がある。そのため、議決権行使基準日を決算日に設定すると、株主総会の開催日は、決算日から2カ月半以上を経た時期(3月決算会社であれば6月下旬)に集中することとなる。2016 年でみると、3 月期決算の上場会社の約 91.9%にあたる 1,858 社が 6 月 21 日以降に定時株主総会を開催している⁷⁾。この株主総会開催時期の集中率は、図表 2 にみられるように、諸外国と比べると大きな開きがある。

株主総会の開催時期が集中すると、株主が個々の株主総会議案を十分に精査して議決権を行使することは困難となりやすい。特に、分散投資により数百社を超える上場会社の株式を保有する機関投資家にとっては、開催時期の集中が議案の検討期間にもたらす影響は大きなものとなりやすい。

【図表 2】各国別の定時株主総会に集中率



(出所) 株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会第 3 回会合資料 4-3・11 頁

(3) エンブティ・ボートینگ

基準日制度のもとでは、議決権行使基準日から株主総会の開催日までの間に株式を譲渡した「元株主」は、当該株主総会においてなお議決権を行使できる。しかし、すでに株式を譲渡し、当該会社の帰趨に経済的な関心を持たない「元株主」は、株主総会での議決権を行使可能であっても、これを棄権することになりがちであろうし、議決権を行使する場合も、現株主の利益を考慮しないことになりがちである。そのため、こうした「元株主」の占める割合が高まると、株主総会で現株主の利益に沿わない意思決定がされるなど、議決権行使のあり方に歪みを生じさせる可能性が高まる。

前記のように、わが国では、議決権行使基準日から株主総会の開催日までの期間が約 85 日間と、諸外国よりも大幅に長くなっている(図表 1 参照)。そのため、このエンブティ・ボートینگ問題が深刻化する可能性も、相対的に高いと考えられる。

また、わが国の実務では配当基準日が決算日に設定されているため、決算日から株主総会開催日までの間に株式を売却した「元株主」は、増配の株主提案がなされた場合に、自らの利得の最大化を図るべくこれに賛成する、いわば「他人の財布から引き出すお金を決めさせるが如きインセンティブの歪み」⁹を有することとなる。

3. 関係省庁等での対応

わが国の基準日に係る実務慣行に対しては、2.で上述したように、2000 年代中盤から見直しに向けた提言がなされてきた。こうした議論を受けて、日本再興戦略改訂 2014 には、「企業と投資家との対話の促進の観点から、株主総会の開催日や基準日の設定等について国際的な状況を踏まえてその運用の在り方についての検討を行う」旨が盛り込まれた(32 頁)。

この内容を踏まえて、経済産業省を事務局とする「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」は、2015 年 4 月に公表した報告書において、株主総会の集中回避や株主総会議案の検討期間を確保する観点から、議決権行使基準日を決算日以降の日に定めることが選択肢となとした。また、配当基準日を株主総会の開催日後とすれば、基準日を 2 つ設定することによりコストは増加するものの、配当決議に係るインセンティブの歪みの問題を解消することができる旨を指摘した。

また、同年 6 月に適用開始されたコーポレートガバナンス・コードでは、上場会社が、株主との建設的な対話の充実やそのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべき旨や、招集通知の早期発送に努めるべき旨が定められている(補充原則 1-2②、1-2③)。

さらに、金融審議会のもとに設置されたディスクロージャー・ワーキング・グループは、2016 年 3 月に報告書(以下「ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告書」という。)を公表し、3 月決算の会社が定時株主総会を 7 月に開催する場合に開示書類の関係で生じる実務上の支障に対して、適切な手当てを行うことが考えられるとした。

具体的には、有価証券報告書および事業報告では、決算日の「大株主の状況」および「上位 10 名の株主の状況」が記載事項とされているところ、基準日を決算日以外の日に設定した場合には、議決権行使のための株主の確定とは別に、当該記載事項の情報取得のために株主を確定する必要が生じ、会社の事務負担が増加するおそれがあるとしたうえで、大株主の状況等の記載時点を決算日から議決権行使基準日へ変更することが考えられるとした。この指摘を受けて、今後、関連する政省令⁹の改正が実施される予定である。

4. 株懇提案書の提言内容

(1) 基準日変更のメリット・デメリットに係る検討の内容

株懇提案書では、基準日に係る現行の実務について、決算確定手続、監査、配当計算、総会準備、有価証券報告書等の法定開示書類の作成といった対応を 3 カ月で集中的に実施することには「企業の生産性という観点では一定の合理性が認められ」、また、投資家にとっても決算日が基準日となるのがわかりやすく周知されているとして、一定程度肯定的な評価がなされている。他方で、2.および 3.で上述したような近時の議論を踏まえると、上場会社が適切な基準日のあり方を再検討する余地があることが指摘されている。

そのうえで、株懇提案書では、基準日変更の判断を行ううえでのメリット・デメリットに係る各論点について、実務的な観点から検討が加えられている。その内容を要約すると、図表 3 のとおりとなる。

【図表 3】株懇提案書における基準日変更のメリット・デメリットに係る検討

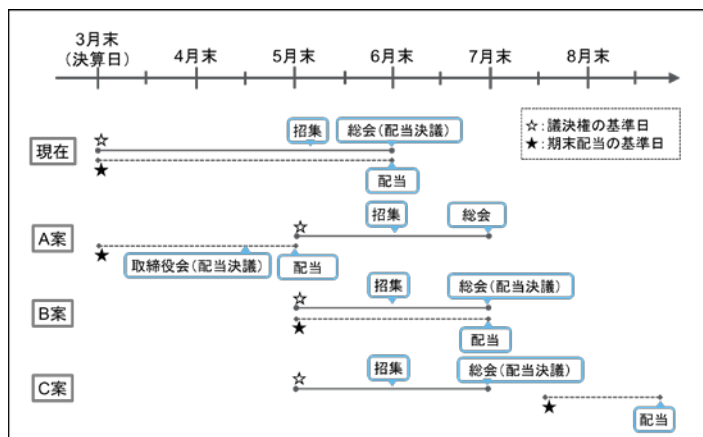
論点	株懇提案書における検討結果
決算日＝基準日のわかりやすさおよび通念的に浸透していること	<ul style="list-style-type: none"> 基準日を決済日から移す場合には、丁寧な周知・案内活動が必要
コストの比較	
議決権行使基準日を決算日以外とした場合	<ul style="list-style-type: none"> ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告書で提言された政省令改正が実現すれば、株主確定および郵送物発送の回数は変わらず、コストは増加しない
配当基準日を議決権行使基準日以外とした場合	<ul style="list-style-type: none"> 議決権行使基準日と配当基準日が別となることから、株主確定および郵送物発送を2度行う必要が生じ、追加コストが発生する
株主総会議案の検討期間の比較	<ul style="list-style-type: none"> 議決権電子行使プラットフォームを導入すれば、基準日を後倒しせずとも、議案検討期間として平均 20.9 日を確保することが可能 議案検討期間をこれよりも長く確保するには、基準日の変更が必要
エンプティ・ボートینگの問題	<ul style="list-style-type: none"> 有事の場合を除けば、エンプティ・ボートینگは必ずしも大きな問題ではない 株主総会で議決権行使をする株主が株主総会にできるだけ近い時点の株主であることが望ましいのは事実
配当金に関する実務面での比較	<ul style="list-style-type: none"> 配当議案に係るインセンティブの歪みを根本的に解決するのであれば、取締役会で配当金を決議するようにするか、配当額の正式決定後に配当基準日を設定することが必要
経営トップの選任期間	<ul style="list-style-type: none"> 総会開催日が後倒しになると、経営トップになりうる役員の選解任時期が後倒しとなる 経営トップの交代から総会までの期間に暫定的な「執行役員社長」を置くことで対応可能であり、実務例も存在
有価証券報告書の提出時期	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書の総会前提出により情報提供の充実を図るには、基準日および株主総会開催時期の後倒しが有益

(2) 基準日の変更へ向けた手続・スケジュール

基準日変更のメリット・デメリットに係る検討結果を踏まえ、株懇提案書では、決算日に基準日を設定する現在の実務慣行に加えて、5月末を議決権行使基準日とし7月末に定時株主総会を開催する、という選択肢が提示されている(A～C案)。そのうえで、配当基準日を3月末のままとしつつ取締役会で配当決議を行う案(A案)、配当基準日を5月末に置く案(B案)、および配当基準日を株主総会開催日以降に置く案(C案)が提示されている(図表4参照)。

株懇提案書では、基準日変更の手続として、株主総会の特別決議により定款変更を行うとともに、株式取扱規程の関連箇所の変更や証券取引所への通知等を行う必要がある旨が指摘されている。さらに、基準日を変更するための具体的なスケジュールもまとめられている。実際に定時株主総会の開催時期を後倒しにするには、株主総会決議により定款を変更する必要があるため、たとえば3月期決算会社が定時株主総会を7月に開催できるのは、臨時株主総会を開催して定款を変更しないかぎり、早くても2018年3月期に係る定時株主総会からとなる。

【図表 4】株懇提案書における基準日変更後の株主総会スケジュール案



(出所) 株懇提案書 65 頁

(3) 基準日を変更する場合の実務上の留意点

株懇提案書では、基準日を変更することとした場合の実務上の留意点として、株主への周知をどのように進めるかや、株主優待の権利確定日を見直す必要があるかなど、様々な論点にわたって検討が行われている。

5. 基準日を変更した場合における決算・監査実務への影響

(1) 計算書類の作成期限を後倒した場合の影響

上場会社は、現行の上場規則では、決算短信に財務諸表を添付して提出する必要がある。そのため、議決権行使基準日の変更により招集通知の確定時期および取締役会における計算書類の承認時期を、たとえば3月期決算会社について6月末としたとしても、現行の上場規則を前提とするかぎり、決算短信の公表期限である決算日から遅くとも45日以内に、上場会社は財務諸表本表を確定させる必要があることとなる。結局のところ、基準日を後倒しても、決算・監査手続のスケジュールを後倒しできる余地は限られている。

ただし、決算短信に記載すべき財務諸表の注記事項は、継続企業の前提や会計方針の変更など重要性が極めて高いものに限定されており、これら以外の注記事項は、計算書類の作成期限までに確定させれば足りる。そのため、基準日の変更に伴い計算書類の作成期限を一定程度後倒しする場合には、その分だけ注記の準備に日程的な余裕が生じることとなる。特に、プリンシプルベースであるIFRSの任意適用会社においては、ルールベースである日本基準や米国基準を採用する場合と比べて、注記が多量になりがちであることから、計算書類の作成期限の後倒しにより、相対的に大きな日程上の余裕を期待できる。

(2) 決算短信への財務諸表の添付を省略した場合の影響

ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告書では、投資家の投資判断を誤らせるおそれがない場合は、決算短信への財務諸表の添付を省略して後で開示することを容認することが提言されている。この提言通りに今後上場規則が改正されれば、財務諸表本表の確定時期を、たとえば計算書類の公表時期まで遅らせることが、上場規則上は可能となる。そのため、決算短信への財務諸表の添付の省略と基準日の後倒しを両方採用した場合には、決算スケジュールにもたらす余裕は極めて大きくなると考えられる。

ただし、実際に決算短信への財務諸表の添付を省略するかについては、株主・投資家への適時の情報提供という観点から慎重な判断が求められるであろう。

(3) 招集通知等の早期発送を選択した場合との比較

株主総会開催日の集中回避や株主総会議案の検討期間の長期化を図る手段としては、議決権行使基準日の変更のほかにも、招集通知等の早期発送や発送前ウェブ開示等を進めることが選択肢として考えられる。

海外機関投資家の団体は、招集通知等の情報提供について、内容が英語であれば株主総会開催日の28日前に、英語でなければ翻訳のためさらに1週間前に行われることが望ましい旨の見解を公表している¹⁰。また、国内機関投資家についても、生命保険協会が投資家向けに実施したアンケート¹¹では、株主総会開催日の3週間以上前または1カ月以上前に招集通知が到着することが望ましいとする回答が、全体の60.7%を占めている。

このような要望へ応えるには、招集通知等の発送またはウェブ開示の時期を株主総会開催日のたとえば1カ月前に前倒しすることが選択肢として考えられる。しかし、財務情報の信頼性確保の観点からは、決算および監査手続に要する期間の短縮化には限度があるため、招集通知等の発送または開示時期をたとえば決算日から1カ月半以内まで早めることは容易ではない。そのため、仮にこの前倒しを実現できたとしても、株主総会の開催日が集中時期(決算日から2カ月半~3カ月以内)に重なることをほぼ避けられない。

実際に、日本取引所グループの公表する情報によれば、3月期決算の上場会社2,017社のうち、開催日の30日以上前に招集通知等の発送または発送前ウェブ開示を行い、かつ6月20日よりも前に定時株主総会を開催した会社は、2016年には6社(全体の0.2%)しか存在しない¹²。また、招集通知等の発送または開示時期の前倒しは、その程度にもよるものの、多くの場合、ITシステムの強化や担当部門の人員増などの間接コストの増加を伴う。

他方で、基準日を後倒して、たとえば3月期決算会社が7月末に定時株主総会を開催することとした場合には、招集通知等の発送時期を現在のままとしても、発送から株主総会開催日までの期間は当然に30日以上となるし、株主総会開催日が現在の集中時期に重なるおそれはなくなる。それでいて、決算・監査手続との関係で間接コストの増加等が生じるおそれは基本的にはない。

以上を勘案すると、上場会社が、決算実務に要するコストの増加を回避しつつ、株主総会開催日の集中回避と株主総会議案の検討期間の長期化の両立を図るのであれば、基準日の変更は実務上有力な選択肢となりうると考えられる。

(4) 会社法開示と金商法開示の一元化

基準日を変更して定時株主総会の開催時期をたとえば7月とすると、株主総会の開催前に有価証券報告書を提出する必要が生じる。この場合には、株主が有価証券報告書の内容を踏まえて株主総会議案を検討することが可能となり、上場会社が株主との対話に積極的に取り組む姿勢を示すことに大きく貢献すると考えられる。また、これにあわせて、有価証券報告書と計算書類を同時期に公表することとした場合には、決算・監査実務上、以下に述べるような懸念が生じるリスクを回避することが期待できる。

日本基準では、計算書類の承認から有価証券報告書の提出までの間に生じた後発事象については、財務諸表の修正は不要であり、必要な情報を注記すれば足りるとされている¹³。このような取扱いは国際的には理解が得られにくいことがこれまで指摘されてきた。また、IFRSの任意適用会社については、このような取扱いは基本的に認められないため、計算書類の承認後に修正後発事象が生じた場合、連結財務諸表を修正しなければならなくなり、連結計算書類と連結財務諸表の間で数字の不一致が生じる可能性がある。

また、金融商品取引法に基づく内部統制監査において、会社法監査時には認識されなかった内部統制上の「開示すべき重要な不備」が特定された場合、有価証券報告書に対する監査意見に影響を与え、計算書類に対する監査意見との不整合が生じる可能性がある。このような場合には、株主・投資家の混乱を招くおそれがある。

計算書類と有価証券報告書の公表時期を同時期とし、双方の監査を実質的に一元化すれば、これらの点が問題となる可能性は基本的に解消されると考えられる。

おわりに

かつて、株主総会が総会屋と対峙する場として位置づけられていた時代には、株主総会開催日をできるだけ他社と揃え、特殊株主の出席可能性を減殺することが、上場会社にとって合理的な選択肢でありえた。また、株主総会前の情報提供や議案の検討期間の確保については、特殊株主に難癖をつける手がかりを与えることにもつながりかねないことから、積極的にこれらへ取り組む動きも乏しかった。こうした状況のもとでは、上場会社にとって基準日をめぐる実務慣行を見直すインセンティブは極めて乏しいものであった。

しかし、近年は、株主との対話を重視する企業姿勢を発信する場として株主総会を位置づけ、投資家から自社への信認につなげようとの観点から、議決権行使に係る環境の整備や、来場株主の満足度向上に向けた取組みを積極的に行う上場会社が急増している。こうした動きに伴って、株主総会開催日の集中や、株主総会議案の検討期間の短さなど、これまで必ずしも重視されていなかったわが国の株主総会に係る実務慣行について、見直しの機運が高まっている。基準日の変更は、こうした機運のなかで、上場会社が株主との対話に積極的に取り組む姿勢を対外的に発信することにより、株主総会開催日の集中回避や株主総会議案の検討期間の長期化を図るための手法の1つであると捉えることができよう。

また、上場会社個社にとってのメリット・デメリットとは別に、わが国の資本市場が諸外国の機関投資家から信頼性を備えていると認められるかという観点や、人的資源の社会全体での効率的な配分・活用といった観点からも、基準日の変更による株主総会開催時期の後倒し・分散化が進むことが期待される。日本再興戦略改訂2016において、株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指すこととされているのも、こうした観点を踏まえた判断であると考えられよう。

株懇提案書の公表を受けて、2017年の定時株主総会において、どの程度の上場会社が株主総会開催時期の見直しへ向けて基準日変更に係る定款変更議案を提出するか、今後の状況が注目される。上場会社によるこれらの検討にあたり、本稿が些かなりとも参考となれば幸いである。

(注)

- 1 株懇提案書は以下の URL で閲覧可能である。http://www.kabukon.tokyo/activity/data/study/study_2016_05.pdf
- 2 この点に関連して、会計監査人設置会社が、基準日を決算日から後倒して定時株主総会を7月開催とした場合において、仮に会計監査人から適正意見を取得することができず定時株主総会で計算書類の承認を得なければならなくなると、法人税の申告期限との関係で問題が生じうる旨が指摘されている。しかし、国税庁は、株主総会時期の見直しに伴う法人税の確定申告期限の延長申請は「やむを得ない事情」(法法75の2①)に該当するとして認められようとの見解を採用しており(経済産業省を事務局とする「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」が2016年4月に公表した報告書82頁参照)、税務申告期限との関係でも基本的に支障は生じないと考えられる。このほか、基準日を決算日と異なる日とした場合における株主確定コストの増加を避ける観点から、関係政省令の改正が予定されている旨について、本稿3を参照。
- 3 日本と同様の基準日の実務運用をしている国としては、韓国が挙げられる(浜田道代「新会社法の下における基準日の運用問題 従来の慣行は合理的か(上)」『商事法務』1773号16頁(2006))。
- 4 ドイツおよびフランスについては株主総会の参加登録期限日をいう。以下同じ。
- 5 ドイツおよびフランスについては配当の効力発生日をいう。以下同じ。
- 6 浜田道代「新会社法の下における基準日の運用問題 従来の慣行は合理的か(上)(下)」『商事法務』1772号4頁・1773号13頁(2006)、田中亘「定時株主総会とはなぜ六月開催なのか」黒沼悦郎他編『江頭憲治郎先生還暦記念企業法の理論(上)』417頁(商事法務、初版、2007)。
- 7 日本取引所グループが公表している3月期決算会社株主総会情報をもとに筆者が集計した結果による。
- 8 株懇提案書45頁。
- 9 会社法施行規則122条1号、企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式記載上の注意(25)a等。
- 10 ACGA“Response to METI Study Group on Japanese AGMs”4頁(2014年12月12日公表)。
- 11 生命保険協会「株式価値向上に向けた取り組みに関するアンケート(平成27年度版)投資家様向け」(2016年3月23日公表)。
- 12 日本取引所グループが公表している3月期決算会社株主総会情報をもとに筆者が集計した結果による。
- 13 監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」(2009年7月8日改正)。

50th Making another half century of Impact Deloitte Tohmatsu デロイト トーマツ 50周年 次の50年へ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含む)に限定され、以下「デロイト ネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを必要とします。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001